

老人福祉施設（老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・軽費老人ホーム ・老人福祉センター・老人介護支援センター）の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について

社会福祉法人等が老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）の用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条第2項第10号の5、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

1 非課税の対象となる要件

(1) 所有者

所有者に係る要件は、ありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が当該老人福祉施設の用に供している場合は、非課税に当たりません。

(2) 使用者（次のいずれか）

- ① 社会福祉法人（日本赤十字社を含む）
- ② 社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会
- ③ 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（②を除く）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、医療法人
- ④ 老人介護支援センターの設置について市長に届出をした者

(3) 対象資産

- ① 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人福祉センター（上記②の①～③のいずれかが経営するもの）
- ② 老人介護支援センター（上記②の①～④のいずれかが経営するもの）

※ なお、一般の職員の宿舍等、事業と直接関係のない施設は非課税の対象外

2 非課税申告に係る必要書類（次の書類を提出してください）

種別	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	使用者が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記事項証明書 等 ・公益社団法人、公益財団法人の認定書の写
<input type="checkbox"/>	非課税の規定に該当する事実を証明する書類（認可書、届出書、許可書 等の写）	
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要書類

種別	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・使用貸借契約書の写 等

3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第 1～3 課へ申告書及び必要書類をご提出ください。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第 1・2 課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。